

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	隅所 (隅所)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻とたまねぎを中心とした露地野菜による農業経営を営む農家が多い。耕作者で多肉植物等を育成されている農家がある。地域内農地については、鳥飼川北側周辺で優良農地が多いが、農業従事者が体調不良等により利用権を合意解約するなど耕作放棄地が発生している。また、山手に近い所では鳥獣被害や法面が多く草刈りに労力を取られることから放棄田が発生しており、今後も増加することが懸念される。さらに、担い手の高齢化も進んでいるため機械導入による草刈りや農作業の省力化が求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も各担い手による水稻、玉ねぎなどの露地野菜を中心とした農業経営は継続していく。
山手に近い圃場では獣害対策をしっかりと行い、草刈りは自走式草刈機や除草用ドローンなどを活用することで農地の維持を図っていく。
ため池の堤の草刈りや水路掃除においては、今後も近隣の鳥飼中農会と合同で取り組んでいく。
担い手への集約を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

隅所地区、及び一部西之脇地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や近隣で規模拡大を目指す就農者を中心に農地の集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。(現在利用権設定されている農地は、期間満了を待ってから農地中間管理機構を活用することとする。)
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地は、傾斜がない整備された良好な田畑が多く、田畑に隣接する道路も広いため農機具の出入りをするのも十分な所で管理しやすい地域である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
外部から人材を受入れ、地域内に雇用就農させる。地域内で農業の規模拡大を希望する者がいれば、農地の貸し借り等の利用権設定をするなど、地域資源保全活動の担い手として確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の水稲作は全てそれら担い手に作業委託を行い、露地野菜の担い手は野菜作に集中する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①近年、頻繁にイノシシが出没するため、地域において対策を検討する。 ③⑦自走式草刈機や除草用ドローンなどを活用や、多面的機能支払制度を活用した集落ぐるみの取り組みにより農地の維持を図っていく。				